

会議の名称	平成27年度第5回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成27年10月22日(木)午後7時00分～9時15分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 602会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵会長職務代理・羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 清水総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者：臼井雅子会長・北野雄二委員・當間総務部長</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<p>(1) 総務部次長挨拶 (2) 諮問書授受 (3) 諮問審議 ・平成27年度諮問第12号 「保険年金課窓口等業務に係る人材派遣」(保険年金課)</p> <p>(4) 報告 ・平成27年度第2、第3回審議会では出された意見に対する回答 ・東京都後期高齢者医療広域連合の国保データベースシステム(KDBシステム)利用に伴う個人情報の相互利用 ・東村山市個人情報保護に関する条例の一部改正</p> <p>(5) その他</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(総務課長) 定刻から30分過ぎましたが、諮問審議は田村会長職務代理が到着されてからとし、先に(4)報告から始めさせていただく形よろしいか。</p> <p style="text-align: center;">～ 全員異議なしと回答 ～</p> <p>(4) 報告</p> <p>○ 平成27年度第2回審議会では出された意見に対する回答(総務課)</p> <p>(情報公開係主事) 諮問第5号から第9号について、いただいたご意見に対する回答を報告する。主な回答のみご説明する。 まず、諮問第5号について、2ページの黒丸の2つ目をご覧ください。</p> <p>● 「訪問台帳①、②、③」及び「訪問者支援対象者総括表」について、市と基幹</p>			

型地域包括支援センターのどちらが東京都に報告するのか、確認をお願いする。

⇒ 基幹型地域包括支援センターの認知症支援コーディネーターが、個人を特定できる情報を消した書類を作成し、市（健康増進課）に手渡し、市が都庁交換便で都に報告するように統一した。

諮問第6号について、黒丸の1つ目をご覧ください。

● JTBに宿泊先の手配及び保険の契約をしてもらう際と、印刷会社に印刷・製本をお願いする際は、市からJTBに渡した個人情報を、JTBから更に渡す形になるので、再委託になるのではないかと。JTBの契約形態を確認し、再委託になるのであれば、JTBから宿泊先、保険会社、印刷会社に個人情報の適切な取り扱いをお願いするように依頼してもらいたい。

⇒ JTBに宿泊先の手配及び保険の契約をしてもらう際、また、報告書等の印刷をしてもらう際は、いずれも再委託になるので、宿泊先・保険会社及び印刷会社に対して、JTBより個人情報の適切な取り扱いをお願いするように依頼した。

諮問第7号について、黒丸の3つ目をご覧ください。

● 受託者の庁内における作業時の職員の立会いについては、どの作業で受託者が個人情報を扱うのか作業工程の事前確認をきちんと行い、個人情報の抜き取りなどが起こらないよう注意を怠らないようにお願いする。

⇒ 受託者が作業する時は事前に情報政策課で受付をするので、その際に作業工程を確認する。作業時には市職員が必ず立ち会い、受託者の行動に注意する。

諮問第8号について、4ページの黒丸の1つ目をご覧ください。

● 本事業の趣旨は、空き家の所有者の意向と自治会の意向がマッチングした際に両者を結び付けるとのことだが、アンケートの内容によっては、両者の関係が悪くなるおそれがあるので、設問内容は慎重に検討するようにお願いする。また自治会のアンケートに回答した方に対し、回答内容が外に広まった場合には、所有者に不利益を与えるおそれもあるため、むやみに口外しないようお願いした方がよい。

⇒ 本事業では自治会に空き家の現状及び所在の把握をするために、アンケートを実施することを予定していたが、諮問後変更があった。今年度は、個人情報の取扱いに関する設問を含んだアンケートは行わず、市職員が自治会長と面会する形で聞き取り調査を行う。聞き取り調査に使う質問項目用紙や作成し直した「空き家意識調査ご協力のお願い」の用紙は、報告資料に添付してある。

来年度以降、個人情報の取扱いがある調査を実施する際には、自治会への依頼調査文等で、個人情報及び防犯上の観点から無関係の方に回答内容を口外しないようにお願いをし、所有者に不利益が無いようにする。この場合に使用する「空き家意識調査ご協力のお願い」の用紙も報告資料に添付した。

諮問第9号について、黒丸の2つ目をご覧ください。

● 受託者に対し、業務上知り得た個人情報について口外等をしない旨の誓約書を従事者から提出を受けるように求めるとしているが、可能であれば離職するときにも再度提出を受けるようにしてはどうか。また、従事者から提出された誓約書については、可能であれば受託者から市にそのコピーを提出してもらってはどうか。

⇒ 従事するときだけでなく離職する際にも誓約書を提出させ、その写しを市に提

出してもらえよう仕様書に明記した。

(総務課長)

田村会長職務代理が到着されたので、議事次第に沿った形で改めて進行をお願いしてよろしいか。

～ 全員異議なしと回答 ～

(1) 総務部次長挨拶

こんばんは。お忙しい中、第5回個人情報保護運営審議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。個人情報に係る昨今話題としましては、マイナンバー法が施行されたことにより、個人情報の取り扱いが厳しくなっています。しかし、他市では誤って住民票に個人番号を付番して交付してしまった事例がありました。

当市では、住民票に個人番号を付番して交付してもらいたいという市民の方がすでに5～6人いらっしゃいました。交付ミスが起きないように、個人情報を取り扱う所管として今後十分に注意していかなければならないと感じております。また、特定個人情報の取り扱いに関して全庁的な取り扱いの方針を作成しなければ漏えいしてしまう可能性もありますので、庁内で体制の構築を含め検討しているところです。方針等ができた段階で審議会にご報告し、ご意見をいただければと思います。本日は1件の審議をどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 諮問書授受

総務部次長から田村会長職務代理へ諮問書を手渡す。

(3) 諮問審議

○ 「保険年金課窓口等業務委託に係る人材派遣」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び保険年金課の回答

- 諮問書25ページの【個人情報の取扱責任者の届出】については、労働者派遣契約期間中は契約先の業者から提出されず、業務委託期間中になったら提出されるという理解でよいか。また、個人情報の取扱責任者と統括責任者は同じ人になるのか。
→ この「個人情報の取扱責任者の届出」は労働者派遣契約用なので、労働者派遣契約時に提出してもらおう。
- そうすると、派遣労働者のユニットリーダーと個人情報取扱責任者は同じ人になるのか。
→ その通り。
- 先程、窓口の事務件数が増えていることから労働者派遣の導入や外部委託をする旨の説明があったが、増加している具体的な数字を教えてください。また、外部委託するにあたり、別の要因があれば教えてください。
→ 保険年金課は時間外勤務が庁舎内で1位になったこともあるほど、時間外勤務が多い職場である。そのため、定例的な窓口業務を委託することで時間外勤務を減らしていきたい。

窓口の手続件数の推移としては、正確な数字はないが横ばいかと思う。ただ、手続1件あたりにかかる時間が長いケースが見受けられる。その理由としては、国民健康保険や後期高齢者医療制度が分かりづらいということもあり、制度の説明に時間がかかることが多い。また、本来日本年金機構の業務である国民年金のことで窓口に来られる方も非常に多い。その際は、年金事務所に電話確認を行いながらお答えしている。

- 1ページ【1 諮問理由】に「28年度からは受託者の従業員が市民の個人情報を取り扱う」とあるが、従業員は派遣会社の社員であるという理解でよいか。
- 27年11月からの労働者派遣契約と28年4月からの委託契約は、どちらも株式会社パソナ（以下「(株)パソナ」という。）と契約する予定である。
- 確認だが、本日は労働者派遣業務だけでなく、委託業務についても審議するという理解でよいか。
- その通り。お願いします。
- 1ページ【2 業務内容】に「(5)の事務に従事する者はシステムを使用することはない」とあるが、業務を行う上で市のデータを見る必要はないのか。
- 後期高齢者医療制度の運営主体は東京都後期高齢者広域連合である。我々はその窓口業務を行っているため、申請書類のチェックだけで足りる業務が多い。今回の労働者派遣及び委託業務では、市民からの申請内容に記載漏れがないか等のチェックだけを派遣労働者（※本会議録上、4月以降の「受託者の従業員」を含む。以下同じ。）にやってもらうので、システムを使用することはない。
- 5ページ【(7) 共通事項】に「受付表」とあるが、市民から電話で問い合わせがあった際もこの受付表を書くのか。
- 電話対応は原則、市職員が行う。窓口にも電話を置くが、日本年金機構等への照会用に使うものである。市民からの電話は窓口の電話には入らない。
- それは業務委託期間中も同様なのか。
- その通り。
- 本業務では、マイナンバーを取り扱うことはあるのか。
- 申請書に書かれた個人番号が正しいかどうか、個人番号カードを見せてもらい照合する。つまり、申請書には個人番号を書く欄があるので、確認の上では取り扱うが、それを何かに使用することはない。
- 個人番号が書かれた申請書は、特定個人情報にあたるのか。
- (総務課) 特定個人情報にあたる。
- そうすると、番号法の規定に沿って取り扱われるという理解でよいか。
- その通り。
- 契約先業者に、番号法の規定に沿った取り扱いをしてもらうよう徹底してもらいたい。
- 承知した。なお、各申請書の取り扱いだが、派遣労働者が市民から受け付けた後は決まった場所にある箱に入れてもらい、そのシステム入力処理等は市職員が行う。
- 「マイナンバー」と「個人番号」の意味は一緒なのか。
- (総務課) 一緒である。法律上の名称が個人番号である。
- そうすると、色々な申請書にマイナンバーが追加されるのか。
- 保険年金課だけではなく税や保健福祉分野の所管では、申請書にマイナンバー記入欄が追加されるものが出てくる。
- 他の自治体でマイナンバーに係るトラブルが起きている。市民がマイナンバーについて不安になっている中で、市が委託している業者が個人番号に触れるのかどうか、全庁的に把握する必要がある。

- (総務課) マイナンバーを利用できる業務は、社会保障・税・災害分野に決められているので、庁内ではどの業務で1月以降マイナンバーを利用するのかが抽出されている。たとえば、マイナンバーを取り扱う課の中で、届出書類の受付業務を委託していたり、窓口業務でなくても第三者の業者がマイナンバーに触れることがあるかどうかは、各課を調査すれば把握可能である。窓口業務を委託しているのは、現在、市民課と11月から始まる保険年金課だけである。
- 本業務は窓口で申請書類を受け付けることが主だが、派遣労働者が市民に何かを交付する業務はあるのか。また、交付するものにマイナンバーは入るのか。
- 国民健康保険被保険者証の交付等があるが、そこにマイナンバーは入らない。
- (総務課) 基本的にマイナンバーは、行政機関の中でその方が同一人物かどうか確認するための識別番号として使うので、外に出す通知書類に印刷する必要性がない。
- 3ページ【(2)ウ】に「個人番号」とあるが、これはマイナンバーと同じ意味なのか。
- これはマイナンバーとは違い、庁内で個人を識別する市独自の番号である。
- 11ページ【第12条第2項】に「乙は、派遣職員が突発的に休暇を取得した場合でも業務が適切に行えるよう人員の手配に努めなければならない。」とあるが、突発的に休暇を取得されたら乙は人員の手配ができないと思うので、意味が矛盾すると思う。「派遣職員の業務が日々適切に行えるよう、人員の手配に万全を期するよう努めなければならない。」とした方がよいのでは。
- 本事業に係る人員については、東村山市を担当する従業員として登録してもらい、その中でローテーションを組んで業務に従事してもらおう。突発的な体調不良による休暇を取る際は、もしその方が8時30分からのシフトであれば最初から穴が埋まるわけではないが、登録している人の中から(株)パソナが行ける人を手配する。契約書の文言については改めて検討する。
- 市職員が少なくなる昼休みに、派遣労働者だけが窓口にいるという状態になるのであればいざという時に心配である。市職員をなるべく残すようお願いしたい。
- できる限り市民に不都合がないように対応する。
- たとえば、国民健康保険加入・喪失の決定も派遣労働者が行うのか。
- 加入や喪失の受付及び被保険者証の交付業務は行うが、加入等の決定業務と国民健康保険被保険者証の印刷は市職員が行う。
- 6ページ【4 個人情報を取り扱う作業の留意点(5)】に、「上記3-(7)の書類については、~その中に保管させる。」とあるが、その書類を保険年金課はどうするのか。
- 派遣労働者には、市と窓口対応の記録を共有するために受付表を作成し、コピーを保険年金課職員に渡して報告してもらおう。また、受付表の原本は事案解決までは派遣労働者が所定の場所に保管し、事案が解決したら市職員に渡して、市職員がシュレッダーで廃棄する。
- そうすると、受付表は保険年金課に渡す用と従事者用の2通あり、従事者用の受付表は保管ボックスに置くのか。また、諮問書に「その必要を終えたものについて」とあるが、この文言は「窓口対応記録に係る事案が解決したときに、市職員に渡す」という意味なのか。
- その通り。
- 受付表の受渡しがいちちゃんとできているかわかるように、受付表には番号を入れてもらいたい。
- 承知した。

- 本事業の従事者の人数は何人なのか。
- 派遣期間中は5名程度、業務委託期間中は7名から10名程度になる見込みである。
- 常勤従事者は何人くらいなのか。
- 業務委託期間中は、リーダーと常勤従事者を合わせ6名を想定している。
- パート従事者も業務にあたるということは、人の入れ替わりが多いのではないのか。また、パート従事者には予備の人もいるのか。
- パート従事者はチームに一人ずつであるが、繁忙期のときは二人の枠を設けている。
- リーダーと常勤従事者については市職員の指導が行き届くと思うが、パート従事者は入れ替わるので指導が行き届かない場合もある。従事者の氏名や人数は正確に把握してもらいたい。
- 承知した。
- 個人情報に係る業務なので、なるべく市外の方から従事者を選んでもらいたい。
- もしその旨を規定するなら、15ページ【仕様書 8 派遣事業者の要件】に明記した方がよい。
- 派遣労働者が従事するのは定例的な受付業務である。市民から相談を受けて個別に対応しなければならないケースは市職員が対応し、派遣労働者は市民の個人情報に深く立ち入ることはないため、従事者を市外の方に限定するまでは考えていなかった。限定すると従事者が予定通り集められるかという問題もあるので、(株)パソナと協議して考えたい。
- 24ページ【仕様書 第7条】に、誓約書の提出について書かれているが、誓約書のひな形はあるのか。
- 市として誓約書のひな形はないが、各事業者で使用している誓約書があれば、それを提出してもらおう。ひな形がないということであれば、市から誓約書の例を示す。
- 27ページの【情報セキュリティの合意書 第5条(3)】に、「手荷物等」とあるが、これにはスマートフォンも入るのか。また、スマートフォンは指定されたロッカーに入れるのか。
- まず、個人の手荷物を入れるロッカー等の保管ボックスは、保険年金課事務室内に置くことを想定している。業務に従事するときは、そのロッカー等に私物のスマートフォンを含めた手荷物を入れてもらう。
- 市職員のロッカーは別にあるのか。
- 別にある。従事者は市職員用ロッカーがある部屋を使用できないので、保険年金課内に手荷物を保管できるロッカー等を設置する。基本的に市職員がすぐ近くにいるので、何か不審な行動をしていたらすぐにわかる。
- 残業があった場合も、市職員の目は常にあるのか。
- 派遣労働者に残業が生じることはほぼ無い。想定されるのは、17時間際にきたお客様の対応だけだと考えている。
- 諮問書に添付されている契約書等は労働者派遣に係る書類だけだが、委託業務の書類については、労働者派遣に係る書類を読み替えるという理解でよいか。
- 労働者派遣契約と委託契約の違いは、指揮命令系統の差だと考えている。個人情報の取扱いについては変わるところはない。
- 派遣契約用と委託契約用の仕様書や特約条項について、変わることはないという理解でよいか。
- (総務課) 特約条項と情報セキュリティについて、「派遣職員は」や「派遣業務は」等の文言は、委託用に変更する。

- 諮問書に添付されているのは労働者派遣業務用の契約書類だけなので、業務委託用になった場合、どこが変わるのかわからない。委託に変わったときは審議会にどこが変わるのか報告してもらいたい。
- 承知した。委託業務開始はまだ先のため委託の仕様書等が固まっておらず、本日の諮問には資料としてお出しできていないが、固まったときに契約書一式を報告する。
- 派遣労働者のロッカーは、課長の傍に置いてもらいたい。
- 職員から見える位置に置くことを想定している。
- 保険年金課では、課長は窓口の方向を向いているが、他の職員は対面である。窓口にも市民がいても気付かないので、配置を検討してもらいたい。
- 現在保険年金課では、座席の配置について検討しているところである。
- 今後、窓口の業務委託は増えていくのか。
- (総務部次長) 市職員の定数は決まっていて、これ以上増やせない状態である。さらに、様々な業務が国から降りてきている。人を増やせない中でどのように業務を遂行していくか検討し、民間委託できるものは委託をしていく。
その一つとして保険年金課が窓口業務委託をするわけだが、総務省でどういう業務であれば窓口業務を委託できるのかが示されている。それに基づき委託化を検討していく。
- 業務委託というとこれまで情報処理業務や調査業務が多かったが、窓口というのは市役所の顔であるし尚且つ多くの種類の個人情報を取り扱うので、業務委託するかどうかは十分検討が必要だと思う。
- (総務部次長) 十分精査して判断する。

(4) 報告の続き

○ 東京都後期高齢者医療広域連合の国保データベースシステム(KDBシステム)利用に伴う個人情報の相互利用

(情報公関係長)

平成26年度に諮問し、可の答申をいただいている「国保データベース(KDB)システムの利用に係る個人情報の目的外利用及びシステム運営管理業務委託」について、担当の保険年金課から、KDBシステムで利用する個人情報が追加になるとの説明があったので報告する。追加となるのは、75歳以上の方の医療制度である後期高齢者医療の被保険者の情報である。

後期高齢者医療制度は、都内の全区市町村で構成する東京都後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が運営しており、被保険者の認定や保険給付、レセプトの審査・保管、検診データの管理などを広域連合で行っている。

平成27年10月1日付で広域連合がKDBシステムに参加したため、広域連合が保有している後期高齢者医療の被保険者の医療データ(病院にかかった際のレセプトに記載される情報)と健診データ(健診結果などの情報)がKDBシステムに紐づけられた。

このKDBシステムへの紐付けにより、東村山市の保険年金課、健康増進課、高齢介護課では、ユーザーごとに閲覧権限は異なるが、これまで保険年金課高齢医療係以外は見られなかった後期高齢者医療の被保険者の医療データ・検診データを、KDBシステムから閲覧できるようになった。統計情報のほか、個人を特定できる個人データも閲覧できる。

広域連合では、KDBシステムを利用することで、東村山市民の介護給付データ、特定健康診査等データ及び国民健康保険データの統計情報のみを閲覧するこ

とが可能となったが、個人データを閲覧することはできない仕様になっている。

今回の広域連合のKDBシステム参加については、26年度の諮問書のなかで「広域連合も近年中に参加の見込みが高い。参加した際には国民健康保険被保険者と同種の個人情報KDBシステムにとりこまれる。」旨を記載してご説明しているの、再諮問は不要と総務課で判断し、報告とさせていただいた。

- 広域連合と国保連合会は同じ場所にあるのか。

→ 同じ飯田橋である。

○ 東村山市個人情報保護に関する条例の一部改正

(情報公関係長)

今回の改正は、番号法の施行に対応することが主な目的である。

番号法が施行されたことにより、市が市民の個人番号が含まれた個人情報である特定個人情報を保有することになった。個人番号は原則一人に生涯一つが割り振られるため、個人を特定する強い機能を持つ。このため番号法では、通常の個人情報よりも利用や提供時の制限を強め、厳重な取扱いをしなければならない規定になっている。

市の条例においても番号法の趣旨にのっとり、特定個人情報を保護するための規定を整備した。併せて、番号法とは関係ないが、開示等の請求に対する決定、第三者の意見聴取の手続規定などについて、行政機関個人情報保護法を参考に必要な文言整理を行った。では、改正部分を順にご説明していく。

まず、第2条第1号で「個人情報」の定義を行政機関個人情報保護法における「個人情報」の定義に文言を合わせる改正を行った。意味合いは改正前と変わらない。次に、第2号と第3号で「特定個人情報」と「情報提供等記録」の定義を追加した。

第6条第1項には、括弧書きで「特定個人情報にあつては、第2号に限る。」という制限を追加している。特定個人情報の収集は法令に特別な定めがあるときしか認められないことを明確にするため、括弧書きを追加した。通常の個人情報だと、第1号から第5号にある「本人の同意を得たとき」等の規定に該当すれば個人情報を収集できることになるが、特定個人情報の収集については、法令に特別な定めがあるときに限られている。

第7条は、「個人情報」の後ろに括弧書きで「特定個人情報を除く。」を入れたことで、特定個人情報には適用しない規定にしている。特定個人情報の利用及び提供については別の条で規定した。

第7条第2項の改正は、もともと第10条で通信回線を使って個人情報を外部提供する際の制限について規定していたものを、第7条第2項も外部提供の制限規定のため一本化したものである。規定内容は以前と変わらない。

第8条は新しく加えた条で、特定個人情報の利用の制限について規定している。これは、番号法の第29条と第30条で国の行政機関に対し、特定個人情報を目的外利用するのを原則禁止した上で、条例第8条第2項に掲げている場合のみ例外として目的外利用してもよいと定めている。番号法29、30条の規定は国の行政機関だけに適用されるものなので、市が同じように制限をかけるには、条例にも同じ内容を盛り込まなければならない。そのため、番号法と同じ内容を条例に追加したものである。

第9条も新たな条で、番号法の中で「特定個人情報は第19条各号に該当する場合しか提供できない。」旨の定めがあり、これと同じ内容を第9条に規定した。

第10条については、第8条と第9条が追加されたことによる条ずれによる改正である。

第10条の2について、これまでは通常の個人情報指定管理者が取り扱うときは、目的外利用や外部提供について必要な措置を講じるよう努めるという規定だったが、特定個人情報の利用や提供をする際にも必要な措置を講じるよう努めるものとする規定した。

第3章はもともと電子計算機処理について規定していて、第9条の電子計算機処理の禁止、第10条の結合による外部提供の制限の条項が入っていた。第10条は第7条第2項に統合にしたことで廃止している。第9条は、人格的権利利益を損なう個人情報をコンピュータ処理してはいけないという規定だったが、現在、市のほとんどの業務でコンピュータを使用した情報管理になっている。

人格的権利利益を損なう情報というと、たとえば犯罪歴、病歴の中でも特定疾患などが該当するが、現在ほとんどの福祉関係所管は、コンピュータの中に相談記録を入れているので、センシティブ情報だけをコンピュータに入れてはいけないとなると、その情報だけ紙で管理することになる。そうすると二重管理になり、情報の引継が上手くできないなどの懸念があったので、第3章を廃止した。セキュリティ対策を講じた上で、センシティブ情報であってもコンピュータで記録する形に変えたものである。

第11条の2の第1号で、開示請求者自身の生命や健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、たとえ開示請求者が本人でも開示できないと定めているが、今回の改正で、開示請求等を本人の委任による代理人、いわゆる委任状を持ってきた代理人にも認めるように変更した。したがって、括弧書きのなかに本人の委任による代理人を追加している。

第13条は消去を請求する権利について規定していて、第2項と第3項に、特定個人情報の消去を請求できる旨を新たに定めた。

第14条には新たに第2項を追加して、特定個人情報の目的外利用や外部提供が条例に反して行われているときは、市民はその中止請求ができる権利を定めた。

第14条の2はもともと法定代理人の請求権について規定していたが、ここに「本人の委任による代理人」を追加し、委任状を持ってきた方でも開示、消去、中止請求ができる形にした。特定個人情報だけでなく普通の個人情報であっても請求できる規定にしている。

第16条は、請求者が請求書を情報コーナーに提出する際に記載内容に不備があるときは、これまでもその場で補正を求めていた。ただ、それを条例上は明記していなかったのが明記したことと、補正を求めたときに例えば一旦家に持ち帰って後日請求書を持ってくることになると、何日か期間があく。その期間については14日以内には含まないということを規定した。それ以外の改正部分は国の法律に文言を合わせたものである。

第16条の2は番号法とは無関係の改正である。これまでの条例では、開示請求のあった公文書に第三者の個人情報が載っている場合に、第三者に「開示請求があつたがあなたの情報を出してもいいか」と意見照会し、第三者が開示に賛成でも反対でも、開示決定日から開示日までに20日間おかなければならない規定であった。本来、反対の意思表示をしたにも関わらず実施機関が開示を決定した場合に、第三者が開示日までに不服申立て等を提起するための期間として20日おくという趣旨のため、今回、反対の意見書が出されたときのみ20日おくという規定に変えている。賛成の意見書のときは20日おらずに開示が可能となった。

第17条は第5項に新たな項を追加した。番号法で定められた業務においては、例えば転入してきた方の税情報について、個人番号を変換した符号を用いて前住

所地自治体に照会を行い、提供を受けることができる。この情報照会・提供の際は必ず記録を残しておくことになっており、これを情報提供等記録という。情報提供等記録に誤りがあり、本人から訂正請求がされて市が訂正を決定した場合に、必要に応じて訂正した内容を照会先若しくは提供先の機関に通知するという内容を規定した。これは番号法の中で国の行政機関に義務付けられているので、条例にも規定したものである。

第21条は、もともと第4項に「市民」という文言が入っていたが、この条例の市民の定義は「市内に住所を有しないが、実施機関に個人情報を保管されている者」も含んでいる。市内に住所を有する者から委員を選出するのが本来の趣旨のため、文言を修正した。

第27条は、第1項に第2号を追加した。もともと統計法に基づく統計調査の調査票等は、統計法の中で目的外利用等を禁じる条文があるので、条例の適用除外にしていた。東京都から東京都統計調査条例に基づく統計調査についても同様に適用除外にするのが適当との通知があり、第2号に追加したものである。都統計調査条例に基づく統計のなかには、市を通じて対象者に調査票を配布し、市が回収した調査票を東京都に送る形で行うものがある。一時的に市が調査票を保管することになるので、その調査票についてもこの条例の適用はしないということも第2号で規定した。

- センシティブ情報の記録が紙ベースからコンピュータ保存になった中で、セキュリティ対策を強化したものはあるのか。
 - 従来からコンピュータに入っているその他の個人情報についても漏えいしてはならない情報なので、必要な対策はとっていた。今回の改正で改めて強化してはいない。
- つまり、もともとセキュリティ対策を講じているからなのか。
 - その通り。
- 個人番号通知カードは既に配布されているのか。
 - 東村山市ではまだ配布していない。11月頃を予定している。
- 個人番号通知カードが11月から配布されるとのことだが、条例の施行日は10月5日からになっている。
 - 番号法の施行日が10月5日からなので、それに合わせている。
- 他人が個人番号カードを拾った場合、わかることは個人番号や名前くらいなのか。
 - 生年月日と顔写真もついている。
- 本来アクセスしてはいけない人がセンシティブ情報を見ようとした際に、何か警告ができるような仕組みがあるのか、情報政策課に聞いてもらいたい。
 - 今の業務システムは、IDとパスワードで閲覧の権限分けをしている。IDを持っていないとそもそもログインできない。
- IDを盗んだりしてなりすましも考えられる。通常この時間帯ではこんなに多くのアクセスはないのに今日はおかしいなど、通常の状態と違うということに気づく仕組みが入っていると安心である。アクセス監視システムの導入が可能かどうか確認してもらいたい。
 - 確認する。市のコンピュータには1台ごとに管理番号が付いていて、管理番号によるアクセス制限もしている。
- ネット社会で怖いのは、一度情報が流出すると永久にその情報が残ってしまうことである。そのため、紙ベースで保存していたのではないのか。
 - この条例を最初に作成したときは、行政にまだあまりシステムが入っていない

時期なので、どこの自治体もセンシティブ情報は危ないという意識があった。

- 市から市民に交付されるものでマイナンバーが記載されるのは住民票だけなのか。
- 現在はそうである。
- 住民票への個人番号の記載は希望制なのか。
- 交付申請者が個人番号を印字して欲しいと申請すれば、印字される。
- 個人番号を出力する設定になっているときに印刷しようとする、「印刷してもいいか？」という確認画面がでるとよいと思う。
- 住民票システムでは、印刷するときに「印刷してもいいか？」の確認画面がでる。
- 「個人番号が記載される住民票を印刷するがよいか？」という画面がでるとさらによい。
- 確認画面の出方を改めて市民課に確認してご報告する。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。